

名古屋市公報	令和 5年 5月10日 第201号	
	発行所 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市役所 電話〔052〕972-2246 編集兼 発行人 名古屋市総務局行政DX推進部法制課長	

目	次	ページ
規	則	
○ 名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則	(住都・総務課) (第62号)	4
○ 名古屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第 2項 の規則で定める日を定める規則	(健福・総務課) (第63号)	7
告	示	
○ 有料公園施設の使用料の徴収事務の委託について	(緑土・東山総合公園管理課) (第252号)	8
○ 地方自治法により専決処分した予算の要領	(財政・財政課) (第253号)	9
○ 有料公園施設等の供用月日の変更について	(緑土・緑地管理課) (第254号)	12
○ 有料公園施設の使用料の収納事務の委託について	(緑土・緑地管理課) (第255号)	13
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永 住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関 する法律による指定介護機関の廃止	(健福・保護課) (第256号)	14
○ 名古屋都市計画事業の事業計画の認可	(緑土・緑地事業課) (第257号)	16
○ 名古屋都市計画事業の事業計画の認可に係る図書の縦覧	(緑土・緑地事業課) (第258号)	17
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永 住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関 する法律による指定介護機関の変更	(健福・保護課) (第259号)	18
○ 名古屋市科学館の観覧料の収納事務の委託について	(教育・科学館総務課) (第260号)	22
○ 指定障害福祉サービス事業者の指定について	(健福・障害者支援課) (第261号)	23
○ 指定一般相談支援事業者等の指定について	(健福・障害者支援課) (第262号)	27
○ 指定障害福祉サービス事業の廃止について	(健福・障害者支援課) (第263号)	29
○ 指定一般相談支援事業等の廃止について	(健福・障害者支援課) (第264号)	32
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除 について	(環境・地域環境対策課) (第265号)	34

○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく拡散防止管理区域の指定の解除について	(環境・地域環境対策課)	(第266号)	35
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定の解除について	(環境・地域環境対策課)	(第267号)	36
○ 開発行為に関する工事の完了	(住都・開発指導課)	(第268号)	37
○ 名古屋市東谷山フルーツパーク駐車場の利用料金納付期間について	(緑土・都市農業課)	(第269号)	38
○ 市営住宅入居希望者の公募及び入居者決定の抽せん	(住都・住宅管理課)	(第270号)	39
○ 有料公園施設の使用料の徴収事務の委託について	(緑土・東山総合公園管理課)	(第271号)	47
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について	(環境・地域環境対策課)	(第272号)	49
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について	(環境・地域環境対策課)	(第273号)	50

教 育 委 員 会 告 示

○ 名古屋市立小学校の通学区域の変更について	(第11号)	51
○ 教育委員会臨時会の開催について	(第12号)	52
○ 教育委員会定例会の開催について	(第13号)	53

監 査 公 表

○ 令和 5年監査公表	(第2号)	54
-------------	-------	----

公 告

○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経済・地域商業課)	67
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経済・地域商業課)	69
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経済・地域商業課)	71
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経済・地域商業課)	73

規 則 の あ ら ま し

○ 名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則（第62号）

1 改正内容

市営住宅に付随する駐車場の公用開始に伴い、名古屋市営住宅条例施行細則（平成 9年名古屋市規則第 114号）中別表を改正するものです。

2 施行期日

令和 5年 5月 1日から施行します。ただし、市営住宅に付随する駐車場の公用開始に係る手続等に関する規定は公布の日から施行します。

○ 名古屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第 2項の規則で定める日を定める規則（第63号）

1 内容

名古屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和 2年名古屋市条例第51号）附則第 2項の規則で定める日を令和 5年 5月 7日と定めるものです。

2 施行期日

公布の日から施行します。

名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 4 月 28 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第62号

名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市営住宅条例施行細則（平成 9 年名古屋市規則第 114 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 1 公営住宅に付随する駐車場の表梅森荘の項中

「

1 号から49号まで、51
号、52号、54号、55
号、57号、59号、61号
から67号まで、69号、
70号、72号から77号ま
で、79号から91号ま
で、93号から134号ま
で、136号から139号
まで、141号、143号

「

1 号から49号まで、51
号、52号、54号、55
号、57号、59号、61号
から67号まで、69号、
70号、72号から77号ま
で、79号から91号ま
で、93号から134号ま
で、136号から139号
まで、141号、143号

から145号まで、151号、156号、158号から165号まで、167号から189号まで、191号から193号まで、195号から203号まで、205号から274号まで、501号から519号まで、701号から719号まで、1001号から1016号まで、1901号から1945号まで、2001号から2051号まで、2101号から2138号まで、2201号から2210号まで、2212号から2229号まで、2231号から2233号まで、2235号から2237号まで、2239号から2249号まで、2301号から2314号まで、2316号から2323号まで、2325号から2327号まで、2329号から2331号まで、2333号から2337号まで、2339号から2343号まで、2345号から2349号まで、2351号から2357号まで、2359号から2370号まで

を

から145号まで、151号、156号、158号から165号まで、167号から189号まで、191号から193号まで、195号から203号まで、205号から294号まで、501号から519号まで、701号から719号まで、1001号から1016号まで、1901号から1945号まで、2001号から2051号まで、2101号から2138号まで、2201号から2210号まで、2212号から2229号まで、2231号から2233号まで、2235号から2237号まで、2239号から2249号まで、2301号から2314号まで、2316号から2323号まで、2325号から2327号まで、2329号から2331号まで、2333号から2337号まで、2339号から2343号まで、2345号から2349号まで、2351号から2357号まで、2359号から2370号まで

に改める。

及び2401号から2420号
まで

及び2401号から2420号
まで

附 則

- 1 この規則は、令和5年5月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の規定により新たに公用開始する駐車場を使用させるために必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

名古屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第 2 項の規則で定める
日を定める規則をここに公布する。

令和 5 年 4 月 28 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第 63 号

名古屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第 2 項の規
則で定める日を定める規則

名古屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和 2 年名古屋市条例第
51 号）附則第 2 項の規則で定める日は、令和 5 年 5 月 7 日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

名古屋市告示第 252号

有料公園施設の使用料の徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1項の規定に基づき、次のように使用料の徴収事務を委託しましたので、同条第 2項の規定に基づき告示します。

令和 5年 4月24日

名古屋市長 河 村 た か し

1 委託した有料公園施設の使用料

東山公園展望塔の使用料

2 委託した相手方

愛知県刈谷市桜町三丁目 3番地

サンエイ株式会社

代表取締役 川瀬 廣正

3 委託期間

令和 5年 4月 1日から令和10年 3月31日まで

名古屋市緑政土木局東山総合公園管理課

名古屋市告示第 253 号

地方自治法により専決処分した予算の要領

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 219 条第 2 項の規定により、令和 5 年 4 月 19 日専決処分をした予算の要領を次のとおり公表します。

令和 5 年 4 月 24 日

名古屋市長 河 村 た か し

1 令和 5 年度名古屋市一般会計補正予算（第 1 号）

名古屋市財政局財政部財政課

令和5年度名古屋市一般会計補正予算（第1号）

令和5年度名古屋市一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11,296,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,423,344,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
9 国庫支出金		260,888,308	11,296,000	272,184,308
	2 補助金	47,227,539	11,296,000	58,523,539
歳 入	合 計	1,412,048,000	11,296,000	1,423,344,000

歳 出

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
3 健康福祉費		396,158,215	8,738,000	404,896,215
	1 社会福祉費	120,302,360	8,738,000	129,040,360
4 子ども青少年費		179,176,818	2,558,000	181,734,818
	1 子ども青少年費	179,176,818	2,558,000	181,734,818
歳 出	合 計	1,412,048,000	11,296,000	1,423,344,000

名古屋市告示第 254号

有料公園施設等の供用月日の変更について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第18条の 4第 2項の規定により、次のとおり有料公園施設等の供用月日を変更しますので、名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 3項の規定により告示します。

令和 5年 4月24日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 有料公園施設等の名称
ガーデンプラザ（荒子川公園）

- 2 変更内容
令和 5年 5月 1日（月）を供用する日に変更します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 255号

有料公園施設の使用料の収納事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1項の規定に基づき、次のように使用料の収納事務（口座振替によるものを除く。）を委託しましたので、同条第 2項の規定に基づき告示します。

令和 5年 4月24日

名古屋市長 河 村 た か し

1 有料公園施設の名称及び委託した相手方

有料公園施設の名称	委託した相手方
陸上競技場 （瑞穂公園を除く。）	名古屋市中区錦二丁目19番11号 アゼット株式会社長者町ビル 6F ホームックス株式会社名古屋支店 支店長 小 林 廣 人
野球場 （瑞穂公園を除く。）	
テニスコート （瑞穂公園及び東山公園を除く。）	
ゲートボール場	
球技場	

2 収納を委託した使用料

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第12条第 1項に規定する使用料

3 委託期間

令和 5年 4月 1日から令和10年 3月31日まで

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 256号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 5年 4月25日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問看護及び介護予防訪問看護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
渡辺歯科	名古屋市中村区名駅二丁目45番 7号	令和 5年 3月 1日
ごきそ皮フ科クリニック	名古屋市昭和区御器所通 3丁目20番地	令和 4年 12月 1日

2 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
渡辺歯科	名古屋市中村区名駅二丁目45番 7号	令和 5年

		3月 1日
ごきそ皮フ科クリニック	名古屋市昭和区御器所通 3丁目20番地	令和 4年 12月 1日

3 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
渡辺歯科	名古屋市中村区名駅二丁目45番 7号	令和 5年 3月 1日
ごきそ皮フ科クリニック	名古屋市昭和区御器所通 3丁目20番地	令和 4年 12月 1日
なぎさ薬局	名古屋市中川区宮脇町 1丁目 142番地の 2	令和 5年 4月 1日
キョーワ薬局港店	名古屋市港区知多三丁目 108番地	令和 3年 5月31日

4 居宅介護支援事業

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
あいご居宅介護支援	名古屋市北区水草町 2丁目60番地の 2	令和 3年 1月 1日
ケアプランセンター名港	名古屋市港区木場町 8番地の 202	令和 5年 4月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 257号

名古屋都市計画事業の事業計画の認可

愛知県知事による名古屋都市計画事業の事業計画の認可の告示がありましたので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第66条の規定により、次のとおり公告します。

令和 5年 4月25日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画事業の種類及び名称

名古屋都市計画公園事業 4・4・8号松蔭公園

2 施行者の名称

名古屋市

3 事務所の所在地

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

4 事業地の所在

4・4・8号松蔭公園

名古屋市中川区下之一色町字松蔭 1丁目、字松蔭 2丁目及び字流レ地内

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

名古屋市告示第 258号

名古屋都市計画事業の事業計画の認可に係る図書の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第62条第 2項の規定により、次のように名古屋都市計画事業の事業計画の認可に係る関係図書を一般の縦覧に供します。

令和 5年 4月25日

名古屋市長 河 村 た か し

1 縦覧に供する図書

名古屋都市計画公園事業 4・4・8号松蔭公園に係る図書

2 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

（名古屋市役所西庁舎 5階）

3 縦覧期間

令和 5年 4月25日から令和12年 3月31日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

4 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時30分まで。ただし、正午から午後 1時までを除きます。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

名古屋市告示第 259号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 5年 4月26日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問介護

介護事業者の名称		株式会社RUNA
介護事業者の所在地		名古屋市西区大野木一丁目 264番地
介護事業所の名称		訪問介護ルナ
介護事業所の所在地	旧	名古屋市西区大野木四丁目 193番地
	新	名古屋市西区大野木一丁目 264番地
変更年月日		令和 5年 1月 5日

2 訪問看護及び介護予防訪問看護

介護事業所の名称		きふねホームクリニック
介護事業所の所在地	旧	名古屋市名東区勢子坊一丁目1306番地
	新	名古屋市名東区貴船三丁目2118番地

変 更 年 月 日	令和 4年12月 1日
-----------	-------------

介 護 事 業 者 の 名 称	株式会社ビッグブリッジ
介 護 事 業 者 の 所 在 地	名古屋市天白区海老山町 102番地の 2
介 護 事 業 所 の 名 称	みのり訪問看護ステーション
介 護 事 業 所 の 所 在 地	旧 名古屋市港区港陽三丁目11番23号
	新 名古屋市天白区海老山町 102番地の 2
変 更 年 月 日	令和 5年 3月 1日

介 護 事 業 所 の 名 称	旧	ルピナス歯科
	新	医療法人白馬会ルピナス歯科栄
介 護 事 業 所 の 所 在 地	名古屋市中区栄三丁目27番11号	
変 更 年 月 日	令和 4年 7月 1日	

介 護 事 業 者 の 名 称	株式会社光明
介 護 事 業 者 の 所 在 地	名古屋市守山区上志段味所下1060番地の 2
介 護 事 業 所 の 名 称	ハピネス訪問看護ステーション
介 護 事 業 所 の 所 在 地	旧 名古屋市中区金山一丁目 2番24号
	新 名古屋市千種区池下一丁目 5番16号
変 更 年 月 日	令和 4年12月 1日

3 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介 護 事 業 所 の 名 称	きふねホームクリニック
介 護 事 業 所 の 所 在 地	旧 名古屋市名東区勢子坊一丁目1306番地
	新 名古屋市名東区貴船三丁目2118番地
変 更 年 月 日	令和 4年12月 1日

介 護 事 業 所 の 名 称	旧	ルピナス歯科
	新	医療法人白馬会ルピナス歯科栄

介護事業所の所在地	名古屋市中区栄三丁目27番11号
変更年月日	令和4年7月1日

4 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介護事業所の名称	きふねホームクリニック	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市名東区勢子坊一丁目1306番地
	新	名古屋市名東区貴船三丁目2118番地
変更年月日	令和4年12月1日	

介護事業所の名称	旧	ルピナス歯科
	新	医療法人白馬会ルピナス歯科栄
介護事業所の所在地	名古屋市中区栄三丁目27番11号	
変更年月日	令和4年7月1日	

5 居宅介護支援事業

介護事業者の名称	株式会社在宅看護センター愛	
介護事業者の所在地	名古屋市北区辻本通1丁目21番地	
介護事業所の名称	旧	在宅看護センター愛居宅介護支援事業所名東
	新	ケアプランセンター愛
介護事業所の所在地	名古屋市名東区八前二丁目1820番地	
変更年月日	令和5年4月1日	

6 予防専門型訪問サービス

介護事業者の名称	株式会社RUNA	
介護事業者の所在地	名古屋市西区大野木一丁目264番地	
介護事業所の名称	訪問介護ルナ	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市西区大野木四丁目193番地
	新	名古屋市西区大野木一丁目264番地
変更年月日	令和5年1月5日	

7 生活支援型訪問サービス

介護事業者の名称		株式会社RUNA
介護事業者の所在地		名古屋市西区大野木一丁目 264番地
介護事業所の名称		訪問介護ルナ
介護事業所の所在地	旧	名古屋市西区大野木四丁目 193番地
	新	名古屋市西区大野木一丁目 264番地
変更年月日		令和 5年 1月 5日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 260号

名古屋市科学館の観覧料の収納事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1項の規定に基づき、次のように使用料の収納事務を委託しましたので、同条第 2項の規定に基づき告示します。

令和 5年 4月26日

名古屋市長 河 村 た か し

1 委託した相手方

東京都品川区東品川二丁目 3番11号

株式会社 J T B

代表取締役 社長執行役員 山北 栄二郎

2 収納委託した使用料

名古屋市科学館条例施行規則（昭和55年名古屋市教育委員会規則第 3号）

第12条に規定する観覧券付クーポンを発行する場合の観覧料

3 委託期間

令和 5年 4月 1日から令和 6年 3月31日まで

名古屋市教育委員会科学館総務課

名古屋市告示第 261号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第36条第 1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として、次のとおり指定しました。

令和 5年 4月27日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	指定年月 日
株式会社ベルグゾ ング 名古屋市中区丸の 内二丁目 2番15号	就労継続支援A型 事業所ひのき 名古屋市中村区豊 国通 3丁目20番地	就労継続支援 A型	2310101817	令和 5年 4月 1日
株式会社カンパニ ュラ 名古屋市中川区高 畑一丁目 241番地 町16番17号	あゆみ 名古屋市中川区高 畑一丁目 241番地	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	2311302109	令和 5年 4月 1日
特定非営利活動法 人あたたかい心 名古屋市中種区内 山一丁目11番16号	短期入所ほっと家 みずほ 名古屋市中瑞穂区下 坂町 3丁目34番地 の 7	短期入所	2311400879	令和 5年 4月 1日
	グループホームほ っと家みずほ	共同生活援助	2321400158	令和 5年 4月 1日

	名古屋市瑞穂区下坂町 3丁目34番地の 7			
株式会社チャレンジドリッチ 名古屋市中区栄二丁目 2番 1号	ラ・ライブアーティスト 名古屋市中区丸の内二丁目 3番25号	就労継続支援 B型	2316101548	令和 5年 4月 1日
みらいろ株式会社 名古屋市長区神沢二丁目 516番地の 1	みらいろほーむ菅田 名古屋市天白区保呂町1501番地	短期入所	2316401716	令和 5年 4月 1日
高砂福祉サービス株式会社 名古屋市長区鳴海町字杜若66番地	就労継続支援 A型 事業所 i R i s 名古屋市天白区野並四丁目 135番地の 1	就労継続支援 A型	2316401724	令和 5年 4月 1日
特定非営利活動法人ソラト 名古屋市中区栄一丁目14番14号	ハルクライム千種 名古屋市千種区京命一丁目22番23号	就労継続支援 B型	2317101471	令和 5年 4月 1日
株式会社公心会 名古屋市東区東桜二丁目14番 7号	あいち保健管理センター第 2 名古屋市東区東桜二丁目14番 7号	自立訓練（生活訓練）	2317200760	令和 5年 4月 1日
株式会社はなひなの杜 名古屋市守山区川北町28番地の 1	ヘルパーステーションはなひなの杜 なえだ 名古屋市北区苗田町95番地	居宅介護 重度訪問介護	2317301956	令和 5年 4月 1日
合同会社DADA	ヘルパーステーション	居宅介護	2317602148	令和 5年

名古屋市守山区永森町 6番地	ヨンみんな 名古屋市守山区永森町 6番地	重度訪問介護		4月 1日
株式会社ジェイシヨウ 名古屋市名東区明が丘 115番地	ワークスタジオ藤が丘 名古屋市名東区明が丘 115番地	就労定着支援	2318001480	令和 5年 4月 1日
合同会社w a n a a o 名古屋市名東区本郷三丁目81番地	訪問介護H a l o 名古屋市名東区本郷三丁目81番地	居宅介護 重度訪問介護	2318001795	令和 5年 4月 1日
ナムとり合同会社 名古屋市名東区牧の原二丁目 112番地	訪問介護まめまめ 名古屋市名東区牧の原二丁目 112番地	居宅介護 重度訪問介護	2318001811	令和 5年 4月 1日
一般社団法人こみゅこみゅ 名古屋市緑区曾根二丁目 242番地	WORK HOU SE 名古屋市緑区曾根一丁目 140番地	就労継続支援 B型	2318501539	令和 5年 4月 1日
株式会社クラレ 名古屋市緑区徳重五丁目 411番地	ベルディー 名古屋市緑区徳重五丁目 411番地	居宅介護 重度訪問介護	2318501786	令和 5年 4月 1日
株式会社コスモスコーポレーション 名古屋市昭和区福江二丁目13番25号	グループホームハウス 名古屋市昭和区福江二丁目13番24号	共同生活援助	2326200074	令和 5年 4月 1日
株式会社アビリティサポート 名古屋市名東区望が丘 319番地	アビリティホーム 植田 名古屋市天白区植田南二丁目 405番	共同生活援助	2326400328	令和 5年 4月 1日

	地			
社会福祉法人ゆた か福祉会 名古屋市南区泉楽 通 4丁目 5番地の 3	地域生活支援拠点 事業所まーぶる 名古屋市南区泉楽 通 4丁目 5番地の 5	共同生活援助	2328100215	令和 5年 4月 1日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 262号

指定一般相談支援事業者等の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第51条の19第 1項及び第51条の20第 1項並びに児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第24条の28第 1項の規定により、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者として、次のとおり指定しました。

令和 5年 4月27日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	指定年月 日
社会福祉法人よつ 葉の会 名古屋市西区新福 寺町 2丁目 6番地 の 2	障害児相談支援事 業所よつば 名古屋市西区新福 寺町 2丁目 6番地 の 5	特定相談支援	2330200284	令和 5年 4月 1日
		障害児相談支 援	2370200285	
一般社団法人みん なの種まき 名古屋市西区赤城 町 187番地の 1	みんなの相談室か ぼちゃ 名古屋市西区歌里 町 111番地の 3	特定相談支援	2330200292	令和 5年 4月 1日
		障害児相談支 援	2370200293	
社会福祉法人名古 屋手をつなぐ育成 会 名古屋市熱田区神	相談支援センター 瑞穂 名古屋市瑞穂区神 穂町 7番35号	一般相談支援	2331400040	令和 5年 4月 1日

宮四丁目 4番 5号	相談支援センター 桜山	一般相談支援 特定相談支援	2336200163	令和 5年 4月 1日
	名古屋市昭和区下 構町 1丁目 3番地 の 1	障害児相談支 援	2376200172	
特定非営利活動法 人ジョブジョイ 名古屋市中区大須 一丁目28番 4号	ゼロ倶楽部	特定相談支援	2336100124	令和 5年 4月 1日
	名古屋市中区千代 田三丁目27番18号	障害児相談支 援	2376100125	
一般社団法人アイ ビス名古屋相談支 援事務所 名古屋市中区新栄 三丁目14番 6号	アイビス名古屋相 談支援事務所	一般相談支援 特定相談支援	2336100132	令和 5年 4月 1日
	名古屋市中区新栄 三丁目14番 6号	障害児相談支 援	2376100117	
一般社団法人あま なば 名古屋市昭和区阿 由知通 5丁目14番 地	相談支援あまなば 名古屋市昭和区阿 由知通 5丁目14番 地	一般相談支援 特定相談支援	2336200155	令和 5年 4月 1日
		障害児相談支 援	2376200164	
一般社団法人E s o K 名古屋市守山区元 郷一丁目1310番地	S t e p b y S t e p	一般相談支援 特定相談支援	2337600361	令和 5年 4月 1日
	名古屋市守山区今 尻町 801番地	障害児相談支 援	2377600370	
一般社団法人K o t o n a 名古屋市名東区上 社三丁目1807番地	相談支援事業所 e t a n a	特定相談支援	2338000280	令和 5年 4月 1日
	名古屋市名東区上 社三丁目1807番地 の 2	障害児相談支 援	2378000281	

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 263号

指定障害福祉サービス事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第46条第 2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 5年 4月27日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	廃止年月 日
特定非営利活動法 人ライフステーシ ョン・あいち 名古屋市北区柳原 四丁目 4番 4号	グループホームヤ ナギハラ 名古屋市北区柳原 四丁目 4番 4号	共同生活援助	2327300121	令和 5年 3月 7日
株式会社ヴァルク ス 名古屋市中区大須 二丁目 6番 9号	さくら・介護ステ ーションりりーふ 名古屋市中村区名 駅南五丁目 6番20 号	居宅介護 重度訪問介護	2310101577	令和 5年 3月13日
株式会社ザベリオ 福祉サービス 名古屋市昭和区長 戸町 4丁目 2番地 の 1	ザベリオ訪問介護 ステーション 名古屋市瑞穂区河 岸一丁目 7番15号	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	2311400408	令和 5年 3月21日

株式会社マザーズ 名古屋市西区新道 一丁目 2番 5号	キラリア円頓寺 名古屋市西区那古 野二丁目12番 5号	就労継続支援 A型	2310201005	令和 5年 3月31日
株式会社C B T- J 名古屋市東区東桜 二丁目14番 7号	あいち保健管理セ ンター第 2 名古屋市東区東桜 二丁目14番 7号	自立訓練（生 活訓練）	2316100995	令和 5年 3月31日
株式会社エムズ東 海 名古屋市天白区池 場五丁目 414番地	自立生活援助プチ シャトー池場 名古屋市天白区池 場五丁目 414番地	自立生活援助	2316401385	令和 5年 3月31日
特定非営利活動法 人メルシー 名古屋市名東区引 山一丁目 605番地	ハルクライム千種 名古屋市千種区京 命一丁目22番23号	就労継続支援 B型	2317101141	令和 5年 3月31日
株式会社ケアドゥ 名古屋市瑞穂区田 辺通 5丁目 1番地 の 2	ヘルパーステーシ ョン虹の橋24千種 名古屋市千種区東 山通 3丁目23番地	同行援護	2317101349	令和 5年 3月31日
社会福祉法人よつ 葉の会 名古屋市西区新福 寺町 2丁目 6番地 の 2	ケアセンターよつ 葉幸心 名古屋市守山区幸 心一丁目 511番地	居宅介護 重度訪問介護 行動援護	2317601520	令和 5年 3月31日
株式会社ジイトッ プ 名古屋市東区葵一 丁目 1番 5号	ケアネットリゾン 藤が丘 名古屋市名東区照 が丘 210番地	居宅介護 重度訪問介護	2318000433	令和 5年 3月31日
株式会社A Q U A 名古屋市名東区明	生活介護O c e a n	生活介護	2318001241	令和 5年 3月31日

が丘60番地	名古屋市名東区明 が丘60番地			
一般社団法人O n e L i f e 名古屋市名東区牧 の里一丁目1316番 地	J o b L i f e 名古屋市名東区猪 子石原二丁目 910 番地	就労移行支援	2318001258	令和 5年 3月31日
株式会社k a p i r i n a 名古屋市南区桜本 町51番地	あんどケアセンタ ー 名古屋市南区元柴 田東町 3丁目55番 地	居宅介護 重度訪問介護	2318100993	令和 5年 3月31日
株式会社ベルディ ー 名古屋市緑区乗鞍 二丁目 233番地の 1	株式会社ベルディ ー 名古屋市緑区徳重 五丁目 411番地	居宅介護 重度訪問介護	2318501463	令和 5年 3月31日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 264号

指定一般相談支援事業等の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第51条の25第 2項及び第51条の25第 4項並びに児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第24条の32第 2項の規定により、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者並びに指定障害児相談支援事業者から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 5年 4月27日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	廃止年月 日
名古屋市 名古屋市中区三の 丸三丁目 1番 1号	名古屋市北部地域 療育センター 名古屋市西区新福 寺町 2丁目 6番地 の 5	特定相談支援	2330200136	令和 5年 3月31日
		障害児相談支 援	2370200103	
社会福祉法人名古 屋ライトハウス 名古屋市昭和区川 名本町 1丁目 2番 地	明和障害者相談セ ンター 名古屋市港区十一 屋一丁目70番地の 5	一般相談支援 特定相談支援	2331200101	令和 5年 3月31日
		障害児相談支 援	2371200052	
特定非営利活動法 人MOD S 名古屋市千種区茶	グリーンラボ・名 古屋東 名古屋市守山区向	特定相談支援	2337600213	令和 5年 3月31日
		障害児相談支 援	2377600214	

屋坂通 2丁目14番 地	台三丁目1801番地 の 2			
-----------------	-------------------	--	--	--

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 265号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 2項の規定に基づき、令和 2年名古屋市告示第 169号により指定した形質変更時要届出区域の一部を解除します。

なお、同告示により指定した形質変更時要届出区域は、令和 3年名古屋市告示第 328号及び本告示により、その全てを解除します。

令和 5年 4月27日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定を解除する区域

名古屋市熱田区三本松町 101番 2の一部

2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類

砒^ひ素及びその化合物（土壤溶出量基準）

ふっ素及びその化合物（土壤溶出量基準）

3 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 266号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく拡散防止管理区域の指定の解除について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 4第 2項の規定に基づき、令和 2年名古屋市告示第88号により指定した拡散防止管理区域の全部を次のとおり解除します。

令和 5年 4月27日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 指定を解除する区域
名古屋市瑞穂区堀田通 1丁目19番の一部
- 2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類
ベンゼン（土壌溶出量基準）
- 3 当該拡散防止管理区域において講じられた汚染の拡散の防止等の措置
土壌汚染の除去（原位置での浄化による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 267号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形
質変更時届出管理区域の指定の解除について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 2項の規定に基づき、令和 5年名古屋市告示第 124号により指定した形質変更時届出管理区域の全部を次のとおり解除します。

令和 5年 4月27日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 指定を解除する区域
名古屋市中村区亀島一丁目1110番 2の一部
- 2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類
砒^ひ素及びその化合物（土壌溶出量基準）
- 3 当該形質変更時届出管理区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壌汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 268号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和 5年 4月27日

名古屋市長 河 村 た か し

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	開発区域又は工区に 含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の 住 所 及 び 氏 名
令和 4年 9月21日 4指令住開指第46号	名古屋市守山区新守西 528番	名古屋市中村区平池町 4 丁目60番地 9 大和ハウス工業株式会社 名古屋支社 支配人 内山全浩
令和 3年12月10日 3指令住開指第84号	名古屋市中川区福島三 丁目93番	愛知県海部郡大治町大字 東條字砂島30番地 ラナンキュラス 201号室 大和田里奈
令和 4年 9月 8日 4指令住開指第44号	名古屋市港区西福田一 丁目 305番外 1筆	愛知県瀬戸市仲郷町13番 地の 1 新美直弥 愛知県瀬戸市仲郷町13番 地の 1 新美佐耶香

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第 269号

名古屋市東谷山フルーツパーク駐車場の利用料金納付期間について

名古屋市東谷山フルーツパーク条例（昭和55年名古屋市条例第33号）第 3条の規定により、名古屋市東谷山フルーツパークの駐車場を利用しようとする者が利用料金を納付しなければならない期間は、次のとおりとします。

令和 5年 4月28日

名古屋市長 河 村 た か し

利用料金を納付しなければならない期間

令和 5年 5月 3日（水）から同月 5日（金）まで

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第 270号

市営住宅入居希望者の公募及び入居者決定の抽せん

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。）第4条第1項の規定により、市営住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

なお、住宅条例第8条第1項の規定による選考の結果入居申込者数が公募戸数を超えた場合には、同条第2項の規定により、入居者決定の抽せんを行います。

令和 5年 5月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 一般世帯向け区分

1 申込みの資格

- (1) 市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有すること。
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の予約者で令和 5年11月30日までに全員で入居できるもの、事実上婚姻関係と同様の事情にある者及びその他の規則で定める者を含む。）があること。
- (3) 住宅条例第5条第1項第3号に規定する基準の収入（改良住宅にあつては、住宅条例第42条第5項において読み替えられた収入）があつて、独立の生計を営み、住宅条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。
- (4) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (5) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定

住促進住宅に入居していた者であって、かつ、市営住宅又は定住促進住宅の賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務又は損害賠償金があるものでないこと。

- (7) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が住宅条例第34条第1項（第1号、第3号、第4号及び第5号に該当するときに限る。）又は名古屋市定住促進住宅条例（平成6年名古屋市条例第46号。以下「定住条例」という。）第20条第1項（第1号、第3号、第4号及び第5号に該当するときに限る。）の規定による明渡しの請求を受けて市営住宅又は定住促進住宅を明け渡した者であって、その明渡しの日の翌日から起算して3年（ただし、住宅条例第20条の2又は定住条例第16条の2の規定に違反したことにより明渡請求を受けた者にあつては10年、そのうち高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として住宅条例第5条第2項で定める者にあつては5年）を経過しないものでないこと。

2 申込み用紙の交付

(1) 場所

各区役所及び各区役所支所並びに名古屋市住宅供給公社管理部管理課、各方面事務所及び住まいの窓口

(2) 日時

ア 各区役所及び各区役所支所

令和5年5月19日（金）から同月31日（水）までの午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日（以下「名古屋市の休日」という。）を除く。

イ 名古屋市住宅供給公社管理部管理課及び各方面事務所

令和5年5月19日（金）から同月31日（水）までの午前8時45分から午後5時15分（木曜日にあつては、午後7時00分）まで。ただし、名古屋市の休日を除く。

ウ 住まいの窓口

令和5年5月19日（金）から同月31日（水）までの午前10時00分か

ら午後 7時00分まで。ただし、第 4水曜日及び木曜日を除く。

3 申込みの受付

(1) 方法

郵送による。

(2) 期間

令和 5年 5月22日（月）から同月31日（水）まで。ただし、期間内の
消印のあるものは有効とする。

4 抽せん

日時

令和 5年 6月19日（月）午前10時00分

5 公募予定戸数

(1) 公営住宅

空家住宅 138戸

事故住宅 18戸

(2) 改良住宅

空家住宅 4戸

事故住宅 1戸

第 2 子育て・若年世帯向け区分

1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分と同じ申込み資格を有し、かつ、世帯員に中学
校修了前の子がいる又は35歳以下の夫婦のみからなる世帯

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 抽せん

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 124戸

第 3 多家族・多子世帯向け区分

1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分と同じ申込み資格を有し、かつ、世帯員総数 5 人以上の世帯又は18歳未満の子を 3人以上含む世帯

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 抽せん

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

5 公募予定戸数

(1) 公営住宅

空家住宅 3戸

事故住宅 1戸

(2) 改良住宅

空家住宅 1戸

第 4 単身者向け区分

1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分の資格のうち (1)及び (3)から (7)までの資格を有し、かつ、次のいずれかに該当する者。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ、これを受けることができない者を除く。

(1) 60歳以上の者

(2) 身体障害者手帳の交付を受けている者でその程度が 1級から 4級までのもの

(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(4) 愛護手帳又は療育手帳の交付を受けている者

- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第 1条に規定する特殊の疾病による障害により障害福祉サービス受給者証又は地域相談支援受給者証の交付を受けている者
- (6) 戦傷病者手帳の交付を受けている者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）の特別項症から第 6項症までのもの及び第 1款症のもの
- (7) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6年法律第 117号）第11条第 1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- (8) 生活保護法（昭和25年法律第 144号）第 6条第 1項に規定する被保護者
- (9) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して 5年を経過していないもの
- (10) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第 2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- (11) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第 7条第 1項の規定による支給認定を受けている者
- (12) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第 1条第 2項に規定する被害者又は同法第28条の 2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のア又はイのいずれかに該当するもの
 - ア 同法の規定による一時保護又は同法の規定による保護が終了した日から起算して 5年を経過しない者
 - イ 同法の規定により裁判所がした命令の申立てを行なった者で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5年を経過しないもの
- (13) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第 127号）附則第 4条第 1項に規定する支援給付及び中

国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第 106号）附則第 2条第 2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を含む。）を受けている者

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 抽せん

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

5 公募予定戸数

(1) 公営住宅

空家住宅 123戸

事故住宅 17戸

(2) 改良住宅

空家住宅 2戸

事故住宅 3戸

第 5 多回数落せん者世帯向け区分

1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分と同じ申込み資格を有し、かつ、次の各号に定める条件を満たす者

(1) 平成29年度第 1回一般募集から令和 4年度第 4回一般募集までの落せん回数が20回以上であること。

(2) 申込世帯員の中に65歳以上の者を含むこと。

(3) 市営住宅等（名古屋市が供給する住宅及び県営住宅など名古屋市以外の事業主体が供給する住宅）の入居者でないこと。

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 抽せん

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 3戸

第 6 多回数落せん者単身者向け区分

1 申込みの資格

第 4の単身者向け区分と同じ申込み資格を有し、かつ、次の各号に定める条件を満たす者

- (1) 平成29年度第 1回一般募集から令和 4年度第 4回一般募集までの落せん回数が20回以上であること。
- (2) 65歳以上であること又は第 4の単身者向け区分の資格のうち (2) から (13) までのいずれかの資格を有すること。
- (3) 市営住宅等（名古屋市が供給する住宅及び県営住宅など名古屋市以外の事業主体が供給する住宅）の入居者でないこと。

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 抽せん

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 10戸

第 7 高齢者改善単身者向け区分

1 申込みの資格

第 4の単身者向け区分と同じ申込み資格を有する60歳以上の単身者

- 2 申込み用紙の交付
第 1 の一般世帯向け区分と同じ。
- 3 申込みの受付
第 1 の一般世帯向け区分と同じ。
- 4 抽せん
第 1 の一般世帯向け区分と同じ。
- 5 公募予定戸数
公営住宅
空家住宅 2 戸

名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課

名古屋市告示第 271号

有料公園施設の使用料の徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1項の規定に基づき、
次のように使用料の徴収事務を委託しましたので、同条第 2項の規定に基づき
告示します。

令和 5年 5月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 委託した有料公園施設の使用料
動植物園（東山公園）の使用料
展望塔（東山公園）の使用料

- 2 委託した相手方
東京都品川区東品川二丁目 3番11号
株式会社 J T B
代表取締役 社長執行役員 山北 栄二郎

東京都品川区大崎一丁目11番 2号
株式会社ローソンエンタテインメント
代表取締役社長 渡辺 章仁

東京都千代田区二番町 8番地 8
株式会社セブンドリーム・ドットコム
代表取締役 松田 良二

名古屋市中村区名駅南二丁目14番19号

名鉄観光サービス株式会社
代表取締役社長 拝郷 寿夫

3 委託期間

令和 5年 4月 1日から令和 6年 3月31日まで

名古屋市緑政土木局東山総合公園管理課

名古屋市告示第 272号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

なお、当該区域は、土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第58条第 5項第12号に該当します。

令和 5年 5月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市港区昭和町 8番の一部

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

クロロエチレン、一・一—ジクロロエチレン、一・二—ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、一・一・一—トリクロロエタン、トリクロロエチレン、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、^ひ砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 273号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 2項の規定に基づき、平成31年名古屋市告示第52号により指定した形質変更時要届出区域の一部を解除します。

令和 5年 5月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 指定を解除する区域
名古屋市港区泰明町 1丁目 1番 3の一部
- 2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類
砒^ひ素及びその化合物（土壤溶出量基準）
- 3 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市教育委員会告示第11号

名古屋市立小学校の通学区域の変更について

名古屋市立船方小学校及び名古屋市立大宝小学校の通学区域の変更について
次のように定め、令和5年8月1日から施行する。

令和5年4月24日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

次の区域を名古屋市立船方小学校の通学区域から除き、名古屋市立大宝小学校の通学区域に加える。

名古屋市熱田区八番一丁目102番

教育委員会事務局総務部教育環境整備課

名古屋市教育委員会告示第12号

教育委員会臨時会の開催について

令和5年4月28日午後3時00分教育委員会室において教育委員会臨時会を開催し次の議件を付議します。

令和5年4月24日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

1 議事

令和6年度使用教科用図書採択基本方針について

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

名古屋市教育委員会告示第13号

教育委員会定例会の開催について

令和5年5月12日午後3時00分教育委員会室において教育委員会定例会を開催し次の議件を付議します。

令和5年5月2日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

1 議事

令和5年度 歯科衛生優良校等の表彰について
名古屋市いじめ対策検討会議委員の委嘱について

2 協議題

令和6年度使用教科用図書の採択事務について

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

令和 5 年監査公表第 2 号

地方自治法第 199 条第14項の規定に基づき市長等から措置を講じた旨の通知
があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

令和 5 年 5 月 1 日

名古屋市監査委員	山 本 正 雄
同	小 川 令 持
名古屋市監査委員職務執行者	西 川 ひさし
同	山 田 昌 弘

令和 4年監査報告第 2号関係分（令和 4年 5月18日報告）

健康福祉局（高齢福祉部関連事務に限る。高齢福祉部関連事務を担当する区役所及び財政局の課室を含む。）

（令和 5年 2月28日現在の状況）

番号	指摘（監査結果）	措置の内容
(2)	日常生活用具給付事業の見直しについて（支出事務） 本市では、在宅の高齢者の日常生活の安全を確保するため、電磁調理器等の日常生活用具を給付する事業を行っている。名古屋市高齢者日常生活用具給付事業実施要綱によると、用具の給付を受けようとする者は、名古屋市高齢者日常生活用具取扱業者登録要綱により登録された業者（以下「取扱業者」という。）から収受した見積書を添付した申込書を市長に提出し、給付の決定とともに発行された給付券を取扱業者に渡し用具の給付を受けるとされている。その際、生活保護の被保護世帯等を除いた者については、用具ごとに定められた限度額又は用具の価格のいずれか低い額の10／100に相当する額を負担するとされている。また、電磁調理器の限度額は平成21年度に20,000円に変更されているが、この金額は当時における取扱業者の販売価格を平均して設定されたものである。 日常生活用具給付事業における電磁調理器の給付実績について調査したところ、過去 3年の給付実績は表 1のとおりで、令和 2年度は 600件以上の給付があり、当初予算額を超える実績金額となっていた。（表 1省略） また、今回の監査対象区において最も給付件数の多かった同一製品に係る販売価格は、表 2のとおり取扱業者によって大きな開きがあり、全体の給付件数の半数以上が限度額に近い19,001円～20,000円の販売価格となっていた。この要因の一つとして、取扱業者が限度額ありきで販売価格を設定することが考えられるが、平成21年度以	本件、高齢者日常生活用具給付事業における給付方法や限度額については、今回の指摘を受けて、他の政令指定都市の中で、本市同様の事業を実施しており、かつ事業規模も類似している大阪市、京都市及び広島市に対し、令和 4年 5月に電話で聞き取り調査を行うとともに、大阪市には令和 4年 8月 9日に文書による調査も行いました。 また、本市は、給付対象者が高齢者であることから、日常生活用具の給付を取り扱うことができる業者について登録制をとっており、登録資格には、福祉用具レンタルサービスにおける「シルバーマーク」の認定を受けていることや、市内全域の高齢者の日常生活用具の給付等に関し、迅速に対応できる体制が整っていること、故障等に関し適切な相談等を行うものが常時いること等を定めているところです。 こうした、高齢者への対応を含め市場価格を反映したものとするため、市内の家電量販店、中小規模の家電販売店及び高齢者日常生活用具登録事業者を対象に令和 4年11月、12月に文書による調査を行いました。 この市場価格に関する調査結果や他の政令指定都市の電磁調理器の給付状況をふまえ検討した結果、より経済的な事業となるよう、電磁調理器の給付限度額を、令和 5年度より20,000円から17,000円に変更することとしました。 今後も適宜市場価格の動向を踏まえ、限られた予算の中で、より充実した事業を実施できるようにしてまいります。 （高齢福祉課）

番号	指摘（監査結果）	措置の内容
	降、高齢福祉課では給付方法や限度額について経済性の観点からの検討を実施していなかった。（表 2省略） 高齢福祉課においては、限られた予算の中でより充実した事業を実施できるよう、他都市の事業内容等も調査した上で、より経済的な給付方法等を検討されたい。（高齢福祉課）	

令和 4年監査報告第 2号関係分（令和 4年 5月18日報告）

健康福祉局（公の施設の指定管理者監査分）

（令和 5年 2月28日現在の状況）

番号	指摘（監査結果）	措置の内容
(1) イ	指定管理料の支出について（支出事務） イ 福祉会館の指定管理料の一部返還事務について 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和 2年度において、福祉会館及び老人いこいの家（以下「福祉会館等」という。）は閉館措置や事業の縮小等の対応をとったことから、高齢福祉課では、福祉会館等の管理業務に関する基本協定書に基づき、指定管理料の一部について指定管理者より返還させることとした。返還金額の計算方法については、講師謝金等の報償費の不用額と光熱水費の前年度との差額を合算した金額を返還することとした上で、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のために執行した経費については返還額から差し引くことができることされており、高齢福祉課は各指定管理者から提出された指定管理料執行状況調べに基づき指定管理料の返還金額の計算を行っている。 指定管理料執行状況調べについて調査したところ、以下のような事例が見受けられた。 (ア) コロナ対策とは言えない経費が計上されていたもの （社会福祉法人名古屋市西区社会福祉協議会【名古屋市天神山福祉会館】、こどもNPO・介護サービスさくらコンソーシアム【名古屋市中川福祉会館】） (イ) 光熱水費の計上が誤っていたもの （こどもNPO・介護サービスさくらコンソーシアム【名古屋市中川福祉会館】）	本件、社会福祉法人名古屋市西区社会福祉協議会及びこどもNPO・介護サービスさくらコンソーシアムについては、提出書類の確認が不足していたことが原因です。 提出書類の内容及び金額を再度精査した上で、令和 4年 5月25日に返還を受けました。 また、指定管理者に対し、適正に提出書類を作成するよう口頭で指導を行うとともに、書類について二重チェックを徹底して行うこととしました。 名古屋市天白福祉会館についても、提出書類の確認不足が原因であったことから、本市への提出書類の内容及び金額を再度精査したうえで、令和 3年 11月19日に返還を受けました。 また、指定管理者に対し、適正に提出書類を作成するよう口頭で指導するとともに、書類について二重チェックを徹底して行うこととしました。 令和 2年度指定管理料の一部返還事務については、令和 4年11月までにすべての福祉会館等において領収書等の確認を行い、指定管理料執行状況調べの内容が適正かどうか審査した結果、他に誤りはなく適正であることを確認しました。 （高齢福祉課）

番号	指摘（監査結果）	措置の内容
	（指定管理者分） 社会福祉法人名古屋市西区社会福祉協議会及びこどもNPO・介護サービスさくらコンソーシアムにおいては、本市への提出書類について計上する内容及び金額をよく精査した上で適正に作成されたい。 （健康福祉局関係分） 上記の事例に加えて、名古屋市天白福祉会館において、コロナ対策とは言えない経費が計上されている事例が見受けられた。高齢福祉課においては、各指定管理者に対して返還すべき金額の返還を求めるとともに、適正に提出書類を作成するよう指導されたい。 また、今回の指定管理料の一部返還事務において、各指定管理者から提出された指定管理料執行状況調べを形式的に確認するのみで、領収書等の確認は行っていなかったことから、高齢福祉課においては、すべての福祉会館等において領収書等の確認を行い、指定管理料執行状況調べの内容が適正かどうか審査した上で、指定管理料執行状況調べの内容に誤りがあった場合には返還等の適切な処理を行うとともに、該当の指定管理者に対して適正に提出書類を作成するよう指導されたい。 （高齢福祉課）	
(2)	指定管理者が購入した備品の帰属について（その他） 本市では、各局室が指定管理者制度を運用する際に遵守すべきルールとして指定管理者制度の運用に関する指針（以下「指定管理者制度運用指針」という。）を定めている。 指定管理者制度運用指針では、市と指定管理者の協議により締結する基本協定書において、指定管理者が購入した備品の帰属、備品の撤去・撤収のための費用分担等の取扱いを明記することとされている。 指定管理者が購入した備品の帰属等に関する条項及び管理状況について調	本件は、名古屋市鯉城学園、各福祉会館とともに基本協定書に指定管理者が購入した備品の帰属について明記していなかったことが原因です。 今回の指摘を受け、指定管理者と協議のうえ、鯉城学園については令和 4 年11月に基本協定書の変更協定を締結し、本市への備品の帰属について規定いたしました。また、福祉会館については令和 5 年 3 月に基本協定書の変更協定を締結し、本市への備品の帰属について規定いたします。 また、令和 2 年度に指定管理者が購入の通知を行った備品については、令和 4 年 1 月に財務会計総合システムに

番号	指摘（監査結果）	措置の内容
	査したところ、以下のとおりであった。 名古屋市鯉城学園の基本協定書及び仕様書によると、指定管理者が管理業務に必要な備品を経年劣化や毀損滅失以外の事由により任意で購入した場合には、「甲（本市）と乙（指定管理者）と協議を行い、乙の責任と費用で撤去、撤収するか、甲に引き継ぐかを決定するものとする」とのみ規定されていた。また、各福祉会館及び名古屋市総合社会福祉会館の基本協定書においても、これと同様の規定がなされているのみであり、いずれも基本協定書等に備品の帰属については明記されておらず、指定管理期間中に購入した備品に損害が発生した場合の責任の所在等が曖昧になっていた。 さらに、令和 2年度に指定管理者が購入の通知を行った備品について、財務会計総合システムへの登録が行われていなかった。 （健康福祉局関係分） 高齢福祉課及び地域ケア推進課においては、指定管理者が任意で購入した備品の帰属を規定上明確にするとともに、本市に帰属する備品については、財務会計総合システムへの登録を確実に行われたい。 （高齢福祉課、地域ケア推進課）	登録を行いました。今後も、指定管理者が購入した備品については、通知の都度財務会計総合システムへの登録を行います。 （高齢福祉課） 本件は、名古屋市総合社会福祉会館の基本協定書に指定管理者が購入した備品の帰属について明記していなかったことが原因です。 今回指摘を受けたことを踏まえ、指定管理者と協議の上、基本協定書第30条を変更する、変更協定書を令和 4年 5月19日付にて締結し、本市への備品の帰属について規定いたしました。 （地域ケア推進課）

令和 4年監査報告第 3号関係分（令和 4年 9月 8日報告）

住宅都市局（工事）

（令和 5年 2月28日現在の状況）

番号	指摘（監査結果）	措置の内容
1(1)	建設工事から生ずる廃棄物の適正処理について（積算） 環境省が定める建設廃棄物処理指針（以下「処理指針」という。）では、発注者の責務と役割について、建設廃棄物の積算上の取扱いにおいて適正な建設廃棄物の処理費を計上することや工事が終わった時は受注者に報告させ、建設廃棄物が適正に処理されたことを確認することなどを定めている。 「葵土地区画整理事業都市計画道路布池町線始め6路線街路築造及び舗装工事」及び「鳴海地区高架北道路外1路線街路築造及び舗装工事」では、道路の整備を行っており、整備に伴い既設の排水管を撤去していたが、積算では撤去費のみ計上しており、撤去により発生する塩化ビニル管などの建設廃棄物について処理費用が計上されていなかった。また、これらの建設廃棄物の処理について、工事完了時に受注者に報告させておらず、建設廃棄物が適正に処理されたことを確認していなかった。なお、実査により工事完了後の建設廃棄物の処理状況を確認したところ、適正に処理されていた。 今後、建設廃棄物の処理にあたっては、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るために定められた処理指針の趣旨を踏まえ、発注者の責務として建設廃棄物の処理費用を適正に計上されたい。また、建設廃棄物の処理について、工事完了時に受注者に報告させるなど、処理指針に沿った建設廃棄物の適正な処理の確保に努めるよう改めて局内に周知されたい。 （大曾根北・筒井都市整備事務所、緑都市整備事務所）	本件は、建設廃棄物の処理に関して職員の認識が不足していたことが原因であることから、大曾根北・筒井都市整備事務所では令和 4年 6月24日、緑都市整備事務所では令和 4年 6月23日の職場会議において工事担当係長が本実務を行う職員に対し、建設廃棄物処理指針の規定に基づき、適切な処理費用の積算及び処理の確認をするよう指導しました。なお、施工中の類似案件で、処理費が計上されていなかった案件については適正な積算となるよう変更処理を行いました。また、新規発注工事についても、適正に計上されていることを確認しています。 今後も会議等の機会において周知することにより、工事担当職員が建設廃棄物について適切に積算及び処理確認を行うようにしてまいります。 （大曾根北・筒井都市整備事務所、緑都市整備事務所） 本件の指摘を受け、処理指針に沿った建設廃棄物の適正な処理の確保に努めるよう、監査書の送付により改めて局内に周知しました。（監理指導室）

番号	指摘（監査結果）	措置の内容
1(2)	排煙ダクトの施工について（施工） 国土交通省が定める公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（以下「標準仕様書」という。）では、公共建築物における長方形ダクトの材料や接合について、標準的な仕様を定めている。長方形ダクトは、鉄板を筒状に加工して製作されることから、かどの継目ができるが、標準仕様書ではその継目はピッツバーグはぜ又はボタンパンチスナップはぜによるとされており、排煙の用途に使用する長方形ダクト（以下「排煙ダクト」という。）のかどの継目については、ピッツバーグはぜとするとされている。 「緑文化小劇場天井脱落対策空調工事」では、天井改修に伴って支障となる排煙ダクトの一部を改修する工事を行っていた。新設した排煙ダクトのかどの継目を確認したところ、受注者が作成する施工計画書は標準仕様書に定めているピッツバーグはぜとする旨の記載があったにもかかわらず、ボタンパンチスナップはぜで施工していた。なお、工事完了後の当該排煙ダクトの風量を測定したところ、必要とされる風量については確保していることを確認した。 標準仕様書は公共建築物の品質及び性能の確保等を目的としており、公共建築物である緑文化小劇場は、標準仕様書に沿った施工が必要である。当該排煙ダクトについては、必要とされる風量は確保していることを確認したところではあるが、排煙ダクトは火災時に煙を屋外へ排出する重要な設備であるため、標準仕様書に基づいた施工となるよう受注者を指導するとともに、設置する段階で施工が適切であるか確実に確認されたい。（設備課）	本件は、受注者及び職員が、ダクト製作据付時において、排煙ダクトのかどの継目についての確認不足が原因であると考えています。 これを受け、令和 5年 1月19日に職場内研修にて、担当主幹が本指摘内容についての研修を行い、本業務を行う職員に指摘内容を周知しました。なお、ご指摘いただいた日以降に他の案件について標準仕様書に基づいた施工となっているか各現場において調査し、施工が適切であることを確認しました。 今後も研修等を通じて周知していくことにより、ダクト製作据付時には、標準仕様書に基づいた施工となるよう受注者を指導するとともに、工事監理担当職員として、設置する段階で施工が適切であるか確実に確認するよう徹底します。（設備課）
1(3)	単価契約に関する指示ごとの工事の完了検査について（検査） 名古屋市住宅都市局工事請負単価契	本件は、指示ごとの完了検査に関して職員の認識が不足していたことが原因であることから、令和 4年 6月23日

番号	指摘（監査結果）	措置の内容
	約約款では、発注者は、必要が生じたつど、指示書をもって受注者に対して工事の施工及び所要の措置を指示し、受注者は、指示ごとの工事を完成したときは、直ちに発注者に工事完了届を提出しなければならないとしている。また、発注者は、工事完了届を受理したときは、その日から起算して14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了しなければならないとしている。なお、指示ごとの工事の完了検査は、発注者が指定した検査員が行うものとしている。 「緑都市整備事務所所管街路灯等修繕工事（単価契約）」では、所管区域内において発生する街路灯等の要補修箇所をそのつどの指示に基づき修繕し、工事完了後にそのつど完了検査を実施していたが、指定した検査員ではなく、担当監督員が完了検査を実施していた。 工事の完了検査は、当該工事の出来高を対象とし、契約書、仕様書、設計書及び図面その他関係書類に基づき、工事の実施状況、出来形及び品質等について確認し、合否の判定を行うものであり、発注者が指定した検査員により適正に実施されたい。 （緑都市整備事務所）	の職場会議において工事担当係長が本実務を行う職員に対し、名古屋市住宅都市局工事請負単価契約約款の規定に基づく、適正な完了検査について確認するよう指導しました。なお、施工中の類似案件については、発注者が指定した検査員により適正に完了検査を実施しています。 今後も会議等の機会において周知することにより、発注者が指定した検査員が適正に指示ごとの完了検査を行うようにしてまいります。 （緑都市整備事務所）
1(4)	道路の工事等における所轄警察署長の許可又は協議について（その他） 道路交通法（昭和35年法律第 105号）では、道路において工事若しくは作業をしようとする者又は当該工事若しくは作業の請負人に対し当該行為に係る場所を管轄する警察署長（以下「所轄警察署長」という。）の許可を受けなければならないと定めている。また、同法では、道路法（昭和27年法律第 180号）による道路の管理者が道路の維持、修繕その他の管理のため工事又は作業を行なおうとするときは、当該道路の管理者は、所轄警察署長に協議すれば足りると定めている。	本件は、道路上での工事及び作業に関して職員の認識が不足していたことが原因であることから、大曾根北・筒井都市整備事務所では令和 4年 6月24日、緑都市整備事務所では令和 4年 6月23日の職場会議において工事担当係長が本実務を行う職員に対し、道路交通法の規定に基づき、必要な所轄警察署長との許可又は協議を受けるよう指導しました。なお、施工中の類似案件については、所轄警察署と許可又は協議を行い、工事を実施しています。 今後も会議等の機会において周知することにより、工事担当職員等が必要な手続きを行うようにしてまいります。

番号	指摘（監査結果）	措置の内容
	「街路灯修繕工事（大北・筒井－１）単価契約」及び「緑都市整備事務所所管街路灯等修繕工事（単価契約）」において、道路上で街路灯の修繕工事を行っていたが、あらかじめ必要とされる所轄警察署長の許可又は協議がなく工事を実施していた。 道路における施工等に際しては、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害の防止に資するとの道路交通法の趣旨を踏まえ、必要な所轄警察署長の許可の取得又は協議の実施をされたい。 （大曾根北・筒井都市整備事務所、緑都市整備事務所）	（大曾根北・筒井都市整備事務所、緑都市整備事務所）

令和 4年監査報告第 3号関係分（令和 4年 9月 8日報告）

総務局（工事）

（令和 5年 2月28日現在の状況）

番号	指摘（監査結果）	措置の内容
1(1)	非常用の照明装置の改善について（維持管理業務） 建築基準法（昭和25年法律第 201号）及び建築基準法施行令（昭和25年政令第 338号）では、一定の規模を有する建築物には、非常用の照明装置などの建築設備を設置することと定めている。また、建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならないと定めている。 「複合庁舎中土木事務所ビル（上下水道局施設併存）維持管理業務委託」では、建築基準法に基づいて設置した建築設備の定期点検を行っていた。点検報告書を確認したところ、令和 3年度の点検で非常用の照明装置が点灯しないと報告を受けていた箇所について、令和 2年度においても同様の報告を受けていたにもかかわらず、適法な状態に改善されていなかった。 非常用の照明装置は、停電した場合において、一定時間点灯し安全に避難することができるよう、廊下、階段などに設置する重要な設備であるため、建築物の所有者、管理者又は占有者は適法な状態で維持するよう努めなければならない。複合庁舎である中土木事務所ビルは、複数の部署が所管する施設となっていることから、関係局で締結している複合庁舎中土木事務所ビル（上下水道局施設併存）管理に関する覚書に基づき、非常用の照明装置の不点灯について、必要な対策が講じられるよう当該施設営繕の所管局に強く働きかけ、関係局と相互に協力し適切な施設の運営、管理を図られたい。 （デジタル改革推進課）	今回の指摘を受け、指摘の内容については、令和 4年 7月 8日に当該施設営繕の所管局へ周知・共有し、速やかに必要な改善を行うように改めて要請しました。 非常用照明装置の改善の一部については、令和 5年 1月27日に当該施設営繕の所管局にて改善したとともに、残りの箇所についても、令和 5年度に設計及び施工を行い改善する予定です。 また、従前より実施していた点検結果報告書の文書での共有に加え、定期的に対面等にて営繕の具体的な内容や進捗の確認を行うことにより、関係局と相互に協力し適切な施設の運営、管理を行ってまいります。 （デジタル改革推進課） ご指摘の件につきましては、令和 4年 9月 9日に施設管理に係る各部署に対して、令和 4年度工事監査指摘事項について周知し、再発防止を図りました。 （総務課）

番号	指摘（監査結果）	措置の内容
1(2)	接地抵抗値の改善について（維持管理業務） 電気事業法（昭和39年法律第 170号）では、電気設備の設置者は、電気設備を省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならないと定めている。また、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9年通商産業省令第52号）では、電気設備の異常時の保護対策など電気設備の保安上必要な技術基準を定めており、その具体的事項を示した電気設備の技術基準の解釈（以下「技術基準の解釈」という。）では、接地の種別ごとに抵抗値は基準以下にすることと定めている。 「複合庁舎中土木事務所ビル（上下水道局施設併存）維持管理業務委託」では、受変電設備の定期点検を行っており、接地抵抗値についても測定を行っていた。点検報告書を確認したところ、令和 3年度の点検で接地抵抗値が基準を超えているとの報告を受けていた箇所について、令和 2年度においても同様の報告を受けていたにもかかわらず、技術基準の解釈に適合する状態になるよう改善されていなかった。 接地抵抗値が基準を超えている場合、漏電した際に大地へ電気が流れにくくなり、感電や火災が発生するおそれがあるため、電気設備の設置者は技術基準の解釈に適合するように維持しなければならない。複合庁舎である中土木事務所ビルは、複数の部署が所管する施設となっていることから、関係局で締結している複合庁舎中土木事務所ビル（上下水道局施設併存）管理に関する覚書に基づき、接地抵抗値の改善について、必要な対策が講じられるよう当該施設営繕の所管局に強く働きかけ、関係局と相互に協力し適切な施設の運営、管理を図られたい。 （デジタル改革推進課）	今回の指摘を受け、指摘の内容については、令和 4年 7月 8日に当該施設営繕の所管局へ周知・共有し、速やかに必要な改善を行うように改めて要請しました。 接地抵抗値の改善については、令和 5年度に設計及び施工を行い改善する予定です。 また、従前より実施していた点検結果報告書の文書での共有に加え、定期的に対面等にて営繕の具体的な内容や進捗の確認を行うことにより、関係局と相互に協力し適切な施設の運営、管理を行ってまいります。 （デジタル改革推進課） ご指摘の件につきましては、令和 4年 9月 9日に施設管理に係る各部署に対して、令和 4年度工事監査指摘事項について周知し、再発防止を図りました。 （総務課）

令和 4年監査報告第 3号関係分（令和 4年 9月 8日報告）

経済局（工事）

（令和 5年 2月28日現在の状況）

番号	指摘（監査結果）	措置の内容
1	低圧幹線の設計について（設計） 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9年通商産業省令第52号）では、電気設備の異常時の保護対策など電気設備の保安上必要な技術基準を定めている。その具体的事項を示した電気設備の技術基準の解釈（以下「技術基準の解釈」という。）では、低圧幹線（以下「幹線」という。）を敷設する場合、幹線を保護する過電流遮断器（ブレーカ）の定格電流は、幹線の許容電流以下とすることを定めている。 「工業研究所中間実験工場分電盤改修その他工事」では、新しい試験器を導入するため、直近に開閉器を設け、配電盤の既設の過電流遮断器から開閉器までの幹線を敷設する工事を行っていた。新設する幹線には許容電流が63アンペアであるケーブルを敷設する設計としていたが、幹線を保護する既設の過電流遮断器の定格電流が 100アンペアであり、幹線の許容電流よりも大きいものとなっていた。また、施工状況について確認したところ、設計図書のとおりの内容で施工されていた。 幹線に許容値以上の電流が流れ続けると、異常発熱による火災事故の恐れがあるため、技術基準の解釈に適合するよう当該電気設備を是正されたい。また、今後同様の設計にあたっては、技術基準の解釈に適合した設計とするよう局内に周知されたい。 （工業研究所総務課）	本件は、電気設備の技術基準の解釈における低圧幹線の保護についての確認不足が原因であったことから、令和 4年 9月20日に監査書及び監査資料を職員に配布することで、低圧幹線の保護について技術基準の解釈に適合した施工とするよう工業研究所内に周知し、再発防止を図りました。 なお、当該工事の過電流遮断器については、指摘に基づき令和 4年12月 3日に技術基準の解釈に適合するよう是正を行いました。 （工業研究所総務課） ご指摘の件につきましては、令和 4年 9月20日に監査書及び監査資料を基に今回の事例を局内に通知し、今後同様の設計にあたっては、技術基準の解釈に適合した設計とするよう周知しました。 （総務課）

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

令和 5年 4月24日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

N P 共同ビル

名古屋市中区栄三丁目2901番 ほか25筆

2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前			変更後		
氏名又は 名 称	代表者の 氏 名	住 所	氏名又は 名 称	代表者の 氏 名	住 所
㈱パルコ	代表取締役 牧山 浩三	東京都豊島 区南池袋一 丁目28番 2 号	変更なし	代表取締役 川瀬 賢二	変更なし

3 変更の日

令和 5年 3月 1日

4 変更した理由

代表者変更のため

5 届出の日

令和 5年 4月 6日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 5年 4月24日から同年 8月24日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 5年 8月24日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 5年 4月26日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

P I A G O パワー守山店

名古屋市守山区東山町1203番地 ほか 5筆

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻		閉店時刻	
変更前	変更後	変更前	変更後
午前 9時00分	変更なし	午後 9時00分	午後10時00分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	駐車可能時間帯	
	変更前	変更後
①－ 1 B 1階駐車場	午前 8時30分から 午後 9時30分まで	午前 8時30分から 午後10時30分まで
①－ 2 平面駐車場		午前 8時30分から 午後10時00分まで

3 変更の日

令和 5年 6月 1日

4 変更しようとする理由

来店客の利便性向上のため

5 届出の日

令和 5年 4月11日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）
守山区役所情報コーナー、千種区役所情報コーナー及び東区役所情報コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 5年 4月26日から同年 8月28日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 5年 8月28日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 5年 5月 2日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

エディオン高針原店

名古屋市名東区高針原二丁目1601番 ほか13筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
エディオン高針店	エディオン高針原店

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前			変更後		
氏名又は 名 称	代表者の 氏 名	住 所	氏名又は 名 称	代表者の 氏 名	住 所
—	—	—	イオンリテ ール(株)	代表取締役 井出 武美	千葉市美浜 区中瀬一丁 目 5番地 1

3 変更の日

(1) 店舗の名称については、令和 3年10月22日

(2) 小売業者については、令和 3年11月 3日

4 変更した理由

- (1) 店舗の名称については、名称変更のため
- (2) 小売業者については、入店のため

5 届出の日

令和 5年 4月19日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 5年 5月 2日から同年 9月 4日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 5年 9月 4日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 5年 5月 2日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

エディオン高針原店

名古屋市名東区高針原二丁目1601番 ほか13筆

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻		閉店時刻	
	変更前	変更後	変更前	変更後
(株)エディオン	午前 9時00分	変更なし	午後 9時00分	変更なし
イオンリテール(株)				午後 9時45分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	駐車可能時間帯	
	変更前	変更後
建物南側平面駐車場①	午前 8時30分から午後 9時30分まで	午前 8時30分から午後 10時00分まで
隔地駐車場②		

3 変更の日

令和 5年 6月 1日

4 変更しようとする理由

営業計画の変更のため

5 届出の日

令和 5年 4月19日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

名東区役所情報コーナー、千種区役所情報コーナー及び天白区役所情報コーナー

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 5年 5月 2日から同年 9月 4日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 5年 9月 4日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課